NEWS RELEASE

平成22年3月15日国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所

お知らせ

- 1. 件 名 **所有者不明の不法係留船舶の撤去完了** 長良川左岸(下坂手地区)における簡易代執行
- 2. 概 要 長良川左岸 9.4k 付近(桑名市長島町大字下坂手地先)において、所有者不明の不法係留船舶32隻と船台1台の強制撤去を河川法第75条第3項に基づき、平成22年3月9日に着手しました。本日は船舶1隻を強制撤去し木曽川右岸12.2k の資材置き場(愛西市福原新田町地先)に保管しました。本日の作業で、下坂手地区の簡易代執行は完了しました。所有者が判明している船舶4隻と桟橋1基が残っていますが、引き続き自主撤去するよう指導を強化していきます。
- 3. 本日の作業状況

開始時間:9:00 終了時間:11:00

簡 易 代 執 行 対 象 物 件 (3 月 1 1 日 時 点)	昨日までの 撤去状況	本日の撤去状況	残りの簡易代執行 対象物件
船舶32隻	船舶31隻	船舶1隻	船舶 0 隻
船台1台	船台0台	船台0台	船台 0 台

※3月10日以前の資料では簡易代執行対象船舶が31隻となっていたが、所有者判明の可能性のあった1隻について、その後の調査で所有者が判明しなかったため、改めて対象船舶としてカウントした。

4. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 木曽川下流河川事務所

占用調整課長山田 裕代占用調整指導官田中 勝博

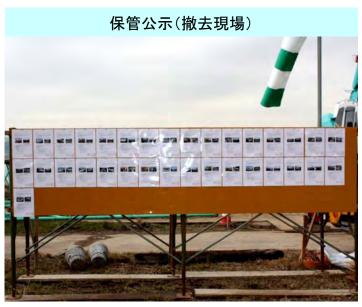
TEL $0594-24-5718 \text{ (AM8: } 30 \sim \text{PM5: } 15)$

本日の作業状況 (H22. 3. 15)













本日の作業状況 (H22. 3. 15)







簡易代執行前の状況(H22.1.20撮影)





(残っている船舶は所有者判明船舶)

簡易代執行前の状況(H22.1.20撮影)





(残っている船舶は所有者判明船舶)

